

令和8年3月11日
指 導 室

専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償額の決定）

1 事件の概要

(1) 事件名

損害賠償請求事件（東京地方裁判所）

(2) 当事者

原告 江東区民

被告 江東区

東京都

(3) 請求の原因

都営バス亀戸7丁目停留所において、江東区立亀戸中学校第1学年の校外学習のために移動中であつた引率教員が、都営バス運転席の後ろの座席付近において、運転席方向に向かって立ち、バッグを両足に挟む形で足下に置いていたところ、バス前方から乗車した原告が車内中程へ進む際に、原告の左足がバッグに当たり躓いて転倒し左上腕骨大結節骨折を負つたとして、損害賠償等を求める訴えを提起した。

2 決定年月日

令和7年11月25日

3 決定（和解）金額

900,000円

4 和解の内容

(1) 被告江東区は、原告に対し、本件事故に基づく損害賠償債務として、90万円の支払義務があることを認める。

(2) 被告江東区は、原告に対し、前項の金員を、令和7年12月26日限り、原告口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、被告江東区の負担とする。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告及び被告江東区は、原告と被告江東区との間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。